

# 株 主 各 位

東京都新宿区新宿六丁目27番30号

**株式会社 イメージワン**

代表取締役社長 高 田 康 廣

## 第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成30年12月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル48階  
野村コンファレンスプラザ 「コンファレンスルームA」
3. 目的事項  
報告事項 第35期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 〈会社提案（第1号議案）〉
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 〈株主提案（第2号議案から第4号議案まで）〉
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 株主提案（第2号議案から第4号議案まで）の議案の要領は、後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

但し、会社提案第1号議案の取締役候補者のうち高田康廣につきましては、株主提案第3号議案においても取締役候補者とされております。つきましては、同一候補者に対する二重投票を避けるため、取締役候補者のうち高田康廣の賛否に関し、「議決権行使書」による議決権行使の株主の方も含め株主の皆様におかれましては、会社提案の第1号議案の取締役候補者としてその賛否をお示しいただきますようお願い申し上げます。

#### 4. 議決権の行使にあたってのご注意

当社定款は、「当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7名以内とする。」と定めています。

他方、会社提案第1号議案では取締役4名の選任を、株主提案第3号議案では取締役6名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者（重複候補者が1名であるため、候補者数は合計9名）が選任されると、当社の定款に定める取締役候補者の定員枠を超えてしまいますので、両議案は一部両立しない議案となっております。

つきましては、議決権行使書による議決権行使を含め株主の皆様には取締役候補者9名全員について賛否をお示しいただき、原則として、議決権行使書を含め、過半数のご賛同を得た取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た候補者が7名を超えた場合には、賛成の議決権の個数が多い取締役候補者から順に7名を上限として選任するものとなります。

会社提案第1号議案及び株主提案第3号議案には、取締役候補者9名全員について賛否をお示しください。なお、賛否の議決権行使を7名に限るとの取扱いはいたしません。

#### 5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.imageone.co.jp>) に記載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

以上

1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.imageone.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告 (平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

---

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ① 全般の概況

当事業年度におけるわが国経済は、底堅い企業収益や雇用環境の改善等を背景に、緩やかに回復基調で推移し、今後も安定的に推移していく事が期待される一方で、海外経済では緩やかな回復の動きが見られるものの、政治・経済情勢の不確実性や金融変動の影響など、引き続き懸念される状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要分野であるヘルスケア領域において、政府の成長戦略が掲げる新しい社会「Society5.0」の実現に向けた戦略分野の筆頭に「健康・医療・介護」が掲げられ、ICTを活用した医療サービス具体化への期待が高まってきております。

また、GEOソリューション事業分野において、国土交通省は、土木測量分野等の生産性を飛躍的に高める目的で「i-Construction」を推進し、やはりICTが戦略の中心に置かれておりますが、とくにUAV（小型無人航空機）に大きな役割を担わせる戦略となっております。

このような環境下で、当社の主力事業である「ヘルスケアソリューション事業」セグメントは、前年度期初より注力してきた営業強化策の成果が、今年度を通して、着実に結実する進捗となり、とくにPACS（医療画像保管・配信・表示システム）、ConnectioRIS（放射線部門情報システム）等「医療画像システム製品」の収益は前年度より大きく改善するとともに、今後もさらに積極展開を見通せる状況にあると考えております。

また、新規事業分野である「duranta（テレメトリー式心電送信機）」事業は、大手サービス企業が展開を加速し始めた在宅高齢者向けサービスに採用されるなど、今後の市場拡大に比例した事業展開を見込める進捗となっております。

これらの結果、当事業年度における当社業績は、売上高1,653百万円（前年同期比19.3%増）、営業利益40百万円（前年同期は85百万円の損失）、経常利益16百万円（同106百万円の損失）、当期純利益8百万円（同120百万円の損失）となりました。

## ② セグメント別の状況

### ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高1,539百万円（前年同期比20.7%増）、営業利益220百万円（同164.3%増）となりました。

特に当社PACS製品におきましては、前年度より取り組んできた営業強化策により、VNA（Vender Neutral Archive）としての製品価値が市場で認知されつつあり、モダリティメーカーや医療情報システムメーカーとの協業を通じた成果が着実に始まったことで売上が伸張し、同時に取り組んできたシステム導入工程の効率化の効果も合わせ、大幅な収益改善が進みました。

また在宅医療・介護福祉分野の新規事業として出発した「duranta（テレメトリー式心電送信機）」事業は、「不整脈検査用ウェアラブル心電計」としての事業領域拡大を展望し、不整脈の解析ソフトを組み込んだ開発を進め、平成30年1月より出荷を開始しました。在宅医療・介護福祉分野から循環器医療分野へと展開領域が拡大したことで、昨年実績を上回る進捗で推移しております。

### GEOソリューション事業

GEOソリューション事業の当事業年度業績は、売上高114百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益9百万円（同57.5%減）となりました。

Pix4Dmapper（UAV撮影画像等の自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）は、国内のUAV運用の増加を背景に販売量は着実に前期より成長加速しておりますが、他社製品に対する国内シェアを拡大する目的で販売価格の戦略的下方改定を行ったことと、今年度を通して中期的な販売増を目指した契約代理店網の組成に注力したことなどにより、前年同期に比較し販売管理費用が先行することで営業利益率が低下する状況となっております。

## ③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は58百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業の販売目的ソフトウェアの開発等34百万円であります。

## ④ 資金調達の状況

- 1）当事業年度において新株予約権の行使により、総額804百万円の資金を調達いたしました。
- 2）当事業年度において社債14百万円を償還し、社債の期末残高は1年内償還予定分を含め7百万円であります。
- 3）当事業年度において長期借入金56百万円を返済し、長期借入金の期末残高は1年内返済予定分を含め164百万円であります。

⑤ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は平成30年5月31日において、当社の子会社であった株式会社イメージワンゼロットと合併した株式会社エンパワープレミアムの株式3,900株を195百万円で追加取得しております。

(2) 対処すべき課題と次期（第36期：平成31年9月期）の事業計画  
（対処すべき課題）

- 1) 安定利益確保の体制構築
- 2) キャッシュ・フロー経営の徹底と財務体質の強化
- 3) 拡大する在宅医療・介護福祉分野における新規事業の収益化

（次期の事業計画）

次期平成31年9月期は、平成30年9月21日に発表した中期経営計画（平成30年10月～平成33年9月）の第一年度にあたり、この一年は、当事業年度を通して大きく改善したヘルスケアソリューション事業の増収益トレンドを堅持しつつ、いっばうで中期経営目標に向けた事業施策を確実に具体化して行くべき期間と認識いたしております。

「ヘルスケアソリューション事業」セグメントでは、まず、当社PACSの製品価値をさらに大きく高める目的で、業務提携と開発をスタートさせた「AI機能の実装」は、医療機関での検証を経て次期後半には商品化を完了し市場投入を予定いたしております。

次に、中期経営計画目標年度までに「遠隔画像診断サービス事業」を新たなヘルスケアソリューション事業の主力事業とする目的で、開発が概ね完了している次期遠隔画像診断システムのリプレースを次期前半に実施し、新規顧客開拓と並行して、事業拡大に向けた積極投資を進めてまいります。

「duranta事業」は、事業開始時より注力してきた「見守り市場」は、いよいよ大手企業の見守りサービス展開に当社「duranta」の採用が連続する状況となり、市場拡大に比例して今後の出荷拡大を見込んでおります。「不整脈市場」は、新たに心電解析機能を追加した新製品の市場投入を平成31年春に予定しており、これによる販売拡大を見込んでおります。

「CRMソリューション事業」は平成30年5月に当社の子会社であった株式会社イメージワンゼロットと合併した自由診療歯科分野を中心とするインターネット予約検索サイト事業会社「株式会社エンパワープレミアム」の営業ネットワークを経由して、次期より販売開始する歯科クリニック向けCRMソフトウェアで、平成30年12月より出荷を開始し第2四半期からの収益貢献を予定いたしております。

「GEOソリューション事業」セグメントでは、国土交通省の「i-Construction」戦略を受けた土木測量分野での国内UAV運用は加速傾向にあり、当社が販売するPix4Dmapperは引き続き堅調に推移するものと見込んでいますが、当事業年度を通し、戦略的価格改定のいっぽうで、シェア拡大を目的に準備を進めてきた国内代理店ネットワークの構築は、この一年間で全国20超の販売店体制を実現するに至りました。次期は、全国代理店ネットワークの販売促進活性化やサポート充実により、さらに事業拡大を図ってまいります。

これらを踏まえて、平成31年9月期の業績見通しにつきましては、売上高1,700百万円（当期比2.8%増）、営業利益60百万円（同48.6%増）、経常利益40百万円（同142.0%増）、当期純利益28百万円（同233.5%増）を見込んでおります。

### (3) 財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (平成26.10.1～ 平成27.9.30)	第 33 期 (平成27.10.1～ 平成28.9.30)	第 34 期 (平成28.10.1～ 平成29.9.30)	第35期 (当事業年度) (平成29.10.1～ 平成30.9.30)
売 上 高 (百万円)	1,239	1,482	1,385	1,653
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△148	17	△106	16
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△170	10	△120	8
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	△47円57銭	2円46銭	△25円25銭	1円44銭
総 資 産 (百万円)	1,280	1,490	1,386	2,195
純 資 産 (百万円)	468	851	838	1,659

### (4) 主要な事業内容

- ・医療画像保管・配信・表示システム（PACS）の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・診療情報統合システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・遠隔地の医療機関と中核病院の画像読影専門医を結ぶインフラを提供する遠隔画像診断支援サービスの提供
- ・duranta（テレメトリー式心電計）の販売
- ・衛星画像コンテンツの制作販売
- ・UAV（小型無人飛行機）の販売・撮影計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・Pix4Dmapper（自動オルソモザイク&3D処理ソフトウェア）の販売・計測サービスの提供

## (5) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	東京都新宿区
東北営業所	宮城県仙台市青葉区
名古屋営業所	愛知県名古屋市市中村区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

## (6) 従業員の状況

従 業 員 数		前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	27名	一名	40.1歳	8.7年
女 性	7名	一名	39.4歳	8.0年
合計又は平均	34名	一名	40.0歳	8.6年

(注) 当社は、平成29年9月期は連結で開示しておりましたが、当事業年度より非連結で開示しております。そのため前期末比増減は行なっておりません。

## (7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	164,065千円

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

前事業年度において、子会社であった株式会社イメージワンゼロットは、株式会社エンパワープレミアムと平成30年5月30日付で合併（株式会社エンパワープレミアムを存続会社とする吸収合併。）し、株式会社イメージワンゼロットは消滅したため、当社に子会社が存在しなくなりました。なお、株式会社エンパワープレミアムは、当社の子会社ではなく関連会社になります。



## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,606,600株（自己株式74,500株を除く。）
- ③ 当事業年度末の株主数 3,656名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社タイズコーポレーション	865,900株	13.1%
株式会社ジェンス	307,800株	4.7%
株式会社JJEHID	289,900株	4.4%
株式会社コムシス	245,500株	3.7%
日本証券金融株式会社	229,400株	3.5%
小田 信光	209,000株	3.2%
新山 洋史	201,000株	3.0%
株式会社ユニ・ロット	168,800株	2.6%
楽天証券株式会社	151,700株	2.3%
宇野 辰雄	149,000株	2.3%

(注) 持株比率は、自己株式（74,500株）を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

新株予約権の権利行使により、発行済株式総数は、1,660,000株増加いたしました。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第7回新株予約権

当社は、平成30年4月25日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議いたしました。平成30年5月11日に本新株予約権に係る発行価額の総額（7,507千円）の払込が完了し、平成30年9月18日をもって全新株予約権の権利行使が完了いたしました。

新株予約権の数	96個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 960,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき78,200円
新株予約権の行使価額	1株当たり581円
新株予約権の行使期間	平成30年5月11日～平成32年5月10日
新株予約権の行使条件	本新株予約権の行使によって取得することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日（平成30年4月25日）時点における当社発行済株式総数（5,721,100株）の10%（572,110株）以上となる場合の、当該10%以上となる部分にかかる新株予約権の行使はできない。
割当先	P C 投資事業有限責任組合

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役に関する事項

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高田 康 廣	代表取締役社長	
鵜飼 良 一	取締役(管理部長)	
板谷 元 照	取締役	株式会社エンパワープレミアム取締役会長
下休場 勝 司	取締役(ヘルスケア事業部長)	
諸 我 徹	取締役(監査等委員)	
林 敦	取締役(監査等委員)	税理士法人すずらん 代表社員
小 高 正 嗣	取締役(監査等委員)	

- (注) 1. 取締役諸我徹氏、林敦氏、小高正嗣氏は社外取締役であります。  
2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。  
3. 監査等委員林敦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は取締役林敦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取締役 (監査等委員を除く)		取締役 (監査等委員)		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	4名	27,000 千円	3名	9,000 千円	3名	2,700 千円	7名	38,700 千円

- (注) 1. 上記のうち、社外監査役に対する報酬等の総額は3名2,700千円であります。  
2. 上記のうち、社外取締役(監査等委員)に対する報酬等の総額は3名9,000千円であります。  
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。  
4. 当社は、平成29年12月20日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

#### ③ 社外役員に関する事項

##### 1. 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役(監査等委員)林敦氏は、税理士法人すずらんの代表社員であります。

なお、同社と当社の間には、資本関係及び取引関係はありません。

## 2.当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	諸 我 徹	当事業年度開催の取締役会には、18回全てに出席し、また監査役会3回のうち3回並びに監査等委員会12回のうち12回それぞれ全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役 (監査等委員)	林 敦	当事業年度開催の取締役会には、18回のうち17回に出席し、また監査役会3回のうち3回並びに監査等委員会12回のうち12回それぞれ全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
取締役 (監査等委員)	小 高 正 嗣	当事業年度開催の取締役会には、18回のうち15回に出席し、また監査役会3回のうち3回並びに監査等委員会12回のうち12回それぞれ全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。

## 3.責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査等委員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 水都有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することといたします。

##### 会社法第340条第1項各号

- 1.職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2.会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- 3.心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成29年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第362条第4項第6号、及び会社法施行規則第100条第1項、同規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」（内部統制システム）の構築の基本方針は、次のとおりであります。

##### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

##### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等を毎年定期的に行うことで、リスクの発生を未然に防ぎ、万が一リスクが発生した場合には、迅速に「リスク管理委員会」を招集して的確な対応策を決定する。

##### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

また、取締役会規程及び組織規程などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」及び「内部通報制度規程」など、コンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、コンプライアンス上の課題の解決は、「コンプライアンス委員会」が行う。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮から独立した使用人を置くことができる。

- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。

監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人に説明を求めることができる。

また、監査等委員会は内部監査部門と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員であるものを除く）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社の代表取締役社長を委員長とする内部監査委員会が中心となり、内部統制システム全般の整備・運用状況についてモニタリングを行っています。また、内部監査委員会は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施しました。

(重要な会議の開催状況)

定時取締役会18回を開催いたしました。取締役会には、常に監査等委員である社外取締役が出席し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確認しております。その他、監査役会を3回、監査等委員会を12回、リスク管理委員会を1回開催しました。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施しました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査委員会の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」にも立会い、実施状況を確認しました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施しました。

## (2) 株式会社の支配に関する基本方針 特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



# 貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流 動 資 産	1,643,154	負 債 の 部	
現 金 及 び 預 金	879,439	流 動 負 債	403,579
受 取 手 形	2,094	買 掛 金	263,765
売 掛 金	718,572	一年内償還予定の社債	7,700
商 品	12,820	一年内返済予定の長期借入金	34,776
仕 掛 品	11,420	未 払 法 人 税 等	17,864
貯 蔵 品	500	製 品 保 証 引 当 金	10,947
そ の 他	20,471	そ の 他	68,527
貸 倒 引 当 金	△2,166	固 定 負 債	132,655
固 定 資 産	552,392	長 期 借 入 金	129,289
有 形 固 定 資 産	39,468	退 職 給 付 引 当 金	3,088
建 物	13,833	そ の 他	277
工 具、器 具 及 び 備 品	22,265	負 債 合 計	536,235
リ ー ス 資 産	910	純 資 産 の 部	
そ の 他	2,459	株 主 資 本	1,658,681
無 形 固 定 資 産	70,682	資 本 金	1,700,536
ソ フ ト ウ ェ ア	28,815	資 本 剰 余 金	843,534
そ の 他	41,866	資 本 準 備 金	843,534
投 資 そ の 他 の 資 産	442,241	利 益 剰 余 金	△773,438
関 係 会 社 株 式	399,000	そ の 他 利 益 剰 余 金	△773,438
そ の 他	47,321	繰 越 利 益 剰 余 金	△773,438
貸 倒 引 当 金	△4,080	自 己 株 式	△111,949
		新 株 予 約 権	630
		純 資 産 合 計	1,659,311
資 産 合 計	2,195,546	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,195,546

# 損益計算書

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		1,653,504
売 上 原 価		1,162,041
売 上 総 利 益		491,462
販売費及び一般管理費		451,088
営 業 利 益		40,373
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	37	
受 取 配 当 金	150	
為 替 差 益	422	
受 取 手 数 料	975	
そ の 他	469	2,054
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,107	
社 債 利 息	125	
支 払 手 数 料	13,093	
新 株 予 約 権 発 行 費	5,595	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,979	25,901
経 常 利 益		16,527
税 引 前 当 期 純 利 益		16,527
法人税、住民税及び事業税		8,131
当 期 純 利 益		8,395

# 株主資本等 変動計算書

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
繰越利益剰余金					
当 期 首 残 高	1,293,816	436,814	436,814	△781,834	△781,834
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	406,719	406,719	406,719		
当 期 純 利 益				8,395	8,395
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	406,719	406,719	406,719	8,395	8,395
当 期 末 残 高	1,700,536	843,534	843,534	△773,438	△773,438

	株 主 資 本		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△111,949	836,847	1,701	838,548
当 期 変 動 額				
新株の発行(新株予約権の行使)		813,438		813,438
当 期 純 利 益		8,395		8,395
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△1,071	△1,071
当 期 変 動 額 合 計	—	821,833	△1,071	820,762
当 期 末 残 高	△111,949	1,658,681	630	1,659,311

# 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年11月13日

株式会社イメージ ワン  
取締役会 御中

水都有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 香川 幸男 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚 隆史 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージ ワンの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 水都有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月13日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員	諸我 徹	Ⓔ
監査等委員	林 敦	Ⓔ
監査等委員	小高 正嗣	Ⓔ

(注) 監査等委員諸我徹、林敦及び小高正嗣は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 〈会社提案（第1号議案）〉

**第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役全員（監査等委員である取締役を除く。）4名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たか だ やす ひろ 高田 康 廣 (昭和42年2月2日生)	平成元年4月 丸紅エレクトロニクス株式会社（現丸紅情報システムズ株式会社）入社 平成5年4月 当社入社 平成16年10月 当社医療画像システム部長 平成20年12月 当社取締役医療画像システム事業部長 平成21年6月 当社代表取締役社長（現任）	9,300株
2	う がい りょう いち 鵜 飼 良 一 (昭和30年10月8日生)	昭和56年5月 国際航業株式会社入社 平成14年4月 同社執行役員管理本部人事部長 平成18年4月 同社執行役員経営本部長 平成20年6月 国際航業ホールディングス株式会社 監査役 平成22年3月 株式会社アスナル・コーポレーション 代表取締役社長 平成22年12月 当社監査役 平成26年12月 当社取締役管理部長（現任）	1,900株
3	いた や もと てる 板 谷 元 照 (昭和44年1月1日生)	平成4年4月 丸紅エレクトロニクス株式会社（現丸紅情報システムズ株式会社）入社 平成11年6月 当社入社 平成23年2月 当社医療画像システム事業部長 平成25年11月 当社東京営業本部長 平成26年12月 当社取締役東京営業本部長 平成28年11月 当社取締役東京営業部長 株式会社イメージワンゼット代表取締役社長 当社取締役（現任） 平成29年10月 株式会社エンパワープレミアム取締役会長（現任） 平成30年5月	1,700株
4	した やすんば しょう じ 下 休 場 勝 司 (昭和41年4月22日生)	平成元年4月 米常商事株式会社入社 平成2年10月 株式会社安藤薬業公司（現株式会社スズケン）入社 平成6年2月 有限会社平尾商会入社 平成12年11月 当社入社 平成20年12月 当社医療画像システム事業部西日本営業所長 平成25年11月 当社西日本営業部長 平成26年12月 当社取締役西日本営業部長 平成27年10月 当社取締役技術部長 平成29年4月 当社取締役ヘルスケア事業部長（現任）	900株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 〈株主提案（第2号議案から第4号議案まで）〉

第2号議案から第4号議案までは、株主からのご提案によるものであります。

以下は、本株主提案権行使者から提出された本株主提案権行使書の「議案の要領」及び「提案の理由」をそのまま記載したものです。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### (1) 議案の要領

以下のとおり、イメージワンの定款の一部を変更する。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成	1 コンピューターおよび画像処理に関わるハードウェア、ソフトウェア、又は画像ソフトウェア等の輸出入、開発、制作、販売、コンサルテーション、管理、保守、指導、育成
2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援	2 医療機器の輸出入、製造、販売、修理、賃貸および技術支援
3 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援	3 電子計測機器の輸出入、販売および技術支援
4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事	4 有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備の調査、設計、設置工事
5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務	5 基本測量、公共測量およびその他の測量業務
6 インターネットポータルサイトの企画・運営	6 インターネットポータルサイトの企画・運営
7 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務	<u>7 医薬品、化粧品の開発、製造および販売</u>
	<u>8 病院およびクリニックの運営およびコンサルタント業務</u>
	<u>9 再生医療等に関するコンサルタント業務</u>
	<u>10 細胞培養に関する培養士の育成および細胞培養に関するコンサルタント業務</u>
	<u>11 再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</u>
	<u>12 環境関連産業に関する設備機器等の調査、研究、企画、設計、開発、販売、施工、輸出入、レンタルおよびこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</u>
	<u>13 新素材の開発および販売、輸出入並びにこれらに付帯する事業のコンサルティング業務</u>
	<u>14 前各号に関連ならびに附帯する一切の業務</u>

## (2) 株主提案の理由

イメージワンの業績は、過去10期のうち僅かに当期純利益を計上した4期を除けば、概ね多額の当期純損失を計上しており、売上高は、24億873万4千円（第25期：自平成19年10月1日至平成20年9月30日）から13億8567万1千円（第34期：自平成28年10月1日至平成29年9月30日）とおおよそ5割強にまで半減し、第23期（自平成17年10月1日至平成18年9月30日）以降12年間に渡り無配が継続するという経営不振の状態にあります。そして、現在においても、主力事業である医療画像システムを取り巻く市場環境が厳しい価格競争下にあることから、現在の事業を継続するだけでは、経営不振から脱却することは困難です。にもかかわらず、現経営陣は、増資による財務体質の改善を図るなどとして平成30年6月30日時点で9億1063万7千円もの現預金を計上しておりますが（第35期第3四半期）、これを新規事業投資し、新たな収益機会の確保に繋げる形で活用できていないのが現状です。

そこで、このような現状を打破し、抜本的な経営改善を行うため、イメージワンと親和性の高い電子カルテシステム事業や再生医療関連事業、さらには、安定的に売上高を計上できる再生可能エネルギー関連事業などの新規事業を行う必要があり、これを行うことを可能にするため、これら事業を定款所定の目的に追加することを提案するものであります。

## (3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社取締役会が本議案に反対の意見を表明する理由は以下のとおりです。

### 1. 当社の業績が回復基調にあること

当社は、平成29年9月期の平成28年11月にヘルスケア領域の中期的な新規事業投資方針、資金調達策、具体戦略となる協業パートナーとの合弁事業会社設立を発表する一方で、基幹事業と位置付ける医療画像システム商品群の営業強化に取り組んでまいりました。

その結果、今期には前年度の業績を大きく改善する成果が出ており、売上高1,653百万円（前年同期比19.3%増）、営業利益40百万円（前年同期は85百万円の損失）、経常利益16百万円（同106百万円の損失）、当期純利益8百万円（同120百万円の損失）となりました。

### 2. 当社の新たな中期経営計画が着実な成長実現が期待できる合理的な計画であること

この大きな改善実績と今後についての手応えを確認した上で、当社は、去る平成30年9月21日に、当社の今後の3ヵ年の成長に向けた事業方針と戦略を「中期経営計画」として発表いたしました。本中期経営計画は、経営資源を極力集中し



て、主力事業であるヘルスケア事業の成長を実現する計画です。当社は本計画が中長期的な企業価値及び株主価値の向上を実現するものであり、当社の人的・物的な経営資源・経営・ノウハウを最大限有効に活用する計画であると自負しております。

そして、当社はまさに今、本中期経営計画に基づき明確な工程に沿って事業を拡大すべくスタートを切ったところであり、プレスリリース等でもお知らせしておりますとおり、商品強化や新規事業展開の具体的アクション、業務提携、投資事業は着実に進捗しているところであります。

なお、株主提案が指摘する約9億円の現預金計上のうち、通常の運転資金以外の事業投資資金については、平成30年5月の第三者割当により発行された新株予約権の行使によって調達した資金を中心に、ヘルスケア分野の新規合併事業等へ充当予定であることを平成30年4月25日付の適時開示により発表しております。

当社の基幹事業領域であるヘルスケア事業は、政府が推進する科学技術基本方針「Society 5.0」の根幹であり、当社が優位性をもって具体着手している「AI」「ネットワークによる遠隔医療」がメインテーマとなっています。また、高齢化や医療費負担増の国家的課題に一翼の貢献を目指していくことは、社会的使命でもあります。

本中期経営計画に基づいて、中長期的にも投資資金を含む当社の経営資源を極力集中してヘルスケア事業の成長を実現することが、当社の株主共同の利益拡大となると考えております。

### 3. 株主提案における成長戦略が合理的と評価できないこと

一方、本件株主提案では、「現在の事業を継続するだけでは、経営不振から脱却することは困難」や「電子カルテシステム事業や再生医療関連事業、さらには、安定的に売上高を計上できる再生可能エネルギー関連事業などの新規事業を行う必要があります」として、当社の目的を新たに7項目追加する定款変更が提案されております。

しかしながら、株主提案文書には何ら具体的な事業説明がなく提案株主からの追加の説明においても、当社が新規事業の必要性を認めるに足る説明はありませんでした。

以上より、当社取締役会は、今回の株主提案「定款変更」は必要性がない提案であると判断いたします。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

#### (1) 議案の要領

以下の候補者6名を、イメージワンの取締役（監査等委員である取締役を除く。）として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼業の状況	所有する当社の株式の数
※	たか だ やす ひろ 高田 康 廣 (昭和42年2月2日生)	平成元年4月 丸紅エレクトロニクス株式会社(現丸紅情報システムズ株式会社)入社 平成5年4月 当社入社 平成16年10月 当社医療画像システム部長 平成20年12月 当社取締役医療画像システム事業部長 平成21年6月 当社代表取締役社長(現任)	9,300株
1	あら い さとし 新井 智 (昭和37年10月18日生)	昭和56年4月 株式会社エクロス入社 平成10年3月 株式会社Tワーク設立、同社代表取締役就任 平成24年7月 株式会社Gテック代表取締役就任(現任)	0株
2	たか しま やす お 高島 保 夫 (昭和27年8月8日生)	昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成23年10月 同社電力システム社新エネルギー推進本部長 平成30年3月 同社退職	0株
3	たち はな かず ゆき 立花 和 幸 (昭和41年2月15日生)	昭和60年4月 西川電機株式会社入社 平成4年4月 株式会社アックスエンジニアリング設立、同社代表取締役就任(現任)	0株
4	かわ くら あゆむ 川 倉 歩 (昭和44年3月1日生)	平成6年4月 株式会社因幡電機製作所入社 平成20年4月 株式会社Golden Spoon Japan入社 平成25年2月 株式会社ジェンス代表取締役就任(現任)	0株
5	きく もと まさ ふみ 菊 本 雅 文 (昭和44年5月13日生)	平成5年4月 株式会社兵庫銀行(現みなと銀行)入社 平成19年4月 株式会社ブラフ代表取締役就任(現任)	0株

※候補者高田康廣につきましては、会社提案第1号議案の取締役候補者及び株主提案第3号議案においても取締役候補者とされております。つきましては、同一候補者に対する二重投票を避けるため、取締役候補者のうち高田康廣の賛否に関し、「議決権行使書」による議決権行使の株主の方も含め株主の皆様におかれましては、会社提案の第1号議案の取締役候補者としてその賛否をお示しいたぎますようお願い申し上げます。

#### (2) 株主提案の理由

イメージワンの業績は、過去10期のうち僅かに当期純利益を計上した4期を除けば、概ね多額の当期純損失を計上しており、売上高は、24億873万4千円（第25期：自平成19年10月1日至平成20年9月30日）から13億8567万1千円（第34期：自平成28年10月1日至平成29年9月30日）とおおよそ5割強にまで半減し、第23期（自平成17年10月1日至平成18年9月30日）以降12年間に渡り無配が継

続するという経営不振の状態にあります。そして、現在においても、主力事業である医療画像システムを取り巻く市場環境が厳しい価格競争下にあることから、現在の事業を継続する限りは、経営不振から脱却することは困難です。そこで、抜本的な経営改善を行うため、イメージワンと親和性の高い電子カルテシステム事業や再生医療関連事業、さらには安定的な売上高を計上できる再生可能エネルギー関連事業など新規事業を行う必要があります。

また、イメージワンの取締役会の構成は、監査等委員ではない取締役が4名、監査等委員である取締役が3名の合計7名ですが、このうち社外取締役は監査等委員である取締役3名のみであるため、監査等委員会設置会社の長所であるはずの業務執行機能と監督機能の分離が実現できておりません。

そこで、現経営陣を尊重しつつ、取締役会の経営モニタリング機能の強化及び円滑な業務遂行を目的に、現代表取締役である高田氏は留任とし既存事業に注力した上で、今後成長が見込める電子カルテシステム事業に精通した立花氏、安定した売上高を計上できる再生可能エネルギー関連事業に精通した新井氏など新規事業に精通した者や経営監督に専念する者を新たな取締役を選任することが必要です。以上記取締役候補者を提案します。

### (3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、取締役候補者のうち高田康廣（現在の当社代表取締役）を除き、その他の取締役候補者の選任については本議案に反対いたします。

株主提案「第2号議案 定款一部変更の件」に対する「当社取締役会の意見」で述べたとおり、当社取締役会としては、当社が平成30年9月21日に発表した当社の今後3カ年の「中期経営計画」に基づき、経営資源を極力集中して主力事業であるヘルスケア事業の成長を実現することが最善であると考えております。

そして、前述の当社の業績改善は、現在の代表取締役及びこれを補佐する現経営陣が、各々担当役員としての責任を果たし、事業提携や合弁事業のパートナーと信頼関係を築きつつ遂行してきたものであり、これらの信頼関係を基礎とする今後の中期経営計画の実施を引き続き現経営陣に委ねていただくことが適当と考えます。

前述のとおり、株主提案文書には何ら具体的な事業説明がなく提案株主からの追加の説明においても、当社が新規事業として取り組むべき具体的な必要性は認められず、当該新規事業の担当として提案された取締役候補者を選任する必要性はないものと考えます。

また、当社は現在においても、業務執行に関わらない社外取締役が3名置かれて業務執行と監督の分離が図られ、かつ、3名の社外取締役が監査等委員である取締役として監査を担い、経営者の選定・解職や業務執行等に関与して監督機能

を十分に果たしております。

以上より、当社取締役会は、今回の株主提案による取締役候補者のうち高田康廣（現在の当社代表取締役）を除き、その他の取締役候補者については選任の必要性はないものと判断し、本議案に反対いたします。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

##### (1) 議案の要領

以下の監査等委員である取締役候補者1名を、イメージワンの監査等委員である取締役として選任する。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼業の状況	所有する当社の株式の数
1	かさ はら ひろ かず 笠原弘和 (昭和51年9月18日生)	平成10年4月 湘央医学技術専門学校臨床検査技術学科選任教員就任 平成15年3月 プライムマックス株式会社入社 平成29年2月 株式会社さぎすな代表取締役就任(現任)	0株

##### (2) 株主提案の理由

イメージワンの長期に渡る経営不振は、監査役会(平成29年12月20日まで)及び監査等委員会が、本来であれば、現経営陣に対して一般株主を含めた株主共同の利益の観点から経営監視をすべき立場にあったにもかかわらず、十分な監査監督機能を発揮していなかったことにも一因があるといわざるを得ません。そこで、現経営陣の経営不振に対する打開策を強い意思と緊張感をもって遂行させるため、新たな監査等委員である取締役が必要です。

また、定款の一部変更の上で、新規事業を行うため新たに監査等委員でない取締役を増員することに伴い、監査監督機能を強化する必要があります。

そこで、監査等委員である取締役1名の増員を提案します。

笠原氏は、臨床検査技術に精通しているだけでなく、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、かつイメージワンとの間に特別の利害関係はなく完全に独立していることから、コーポレートガバナンスの強化による緊張感ある、イメージワンに適した経営全般の監視及び助言を期待することができますので、イメージワンの監査等委員である取締役として適任といえます。

##### (3) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の監査役会及び制度変更後の監査等委員会は、そのすべてが社外役員で構成され、適切な監査監督機能を維持しており、十分な監査監督機能を発揮してこなかったという指摘は事実誤認であると考えます。

また、会社として取締役増員は予定しておりませんので、監査等委員である取締役の増員も不必要と判断しております。

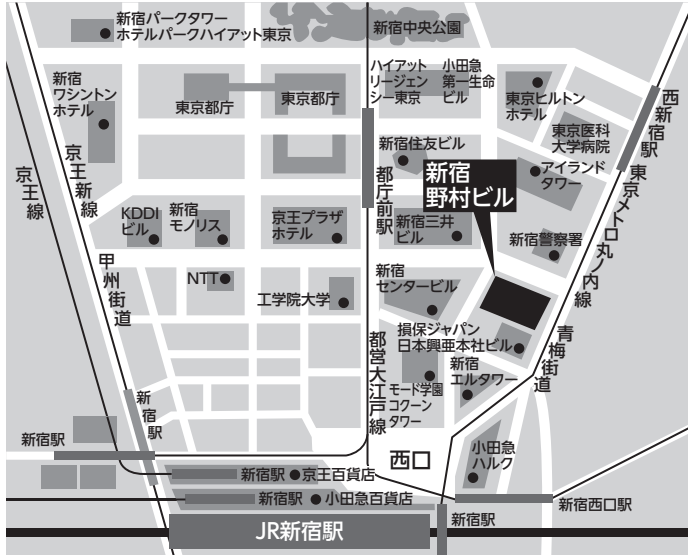
以上より、当社取締役会は、本議案は必要性がない提案であると判断いたします。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都新宿区西新宿1丁目26番2号 新宿野村ビル48階  
野村コンファレンスプラザ コンファレンスルームA  
TEL (03) 3348-6513



## ●交通機関

- ・東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」(2番出口) : 徒歩4分
- ・JR・私鉄・地下鉄「新宿駅西口」(A18出口) : 徒歩6分
- ・都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」(B2出口) : 徒歩8分